

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第22号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の要件) 第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 情報処理関連施設（コールセンターに限る。）助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が50人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が50人以上であること。<u>ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域内又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域内においては、助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が25人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が25人以上であること。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>附 則</p> <p>(この規則の失効) 4 この規則は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(指定の要件) 第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 情報処理関連施設（コールセンターに限る。）助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数が50人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均が50人以上であること。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>附 則</p> <p>(この規則の失効) 4 この規則は、<u>平成21年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第4号の規定は、この規則の施行の日以後に香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第3条第3項の規定による申請を行った企業について適用する。